

【新】個人情報の保護に関する法律（令和5年4月1日施行予定）	千葉市個人情報保護条例
目次	
<p><u>第1章 総則（第1条－第3条）</u></p> <p><u>第2章 国及び地方公共団体の責務等（第4条－第6条）</u></p> <p><u>第3章 個人情報保護に関する施策等</u></p> <p>    <u>第1節 個人情報の保護に関する基本方針（第7条）</u></p> <p>    第2節 国の施策（第8条－第11条）</p> <p>    <u>第3節 地方公共団体の施策（第12条－第14条）</u></p> <p>    <u>第4節 国及び地方公共団体の協力（第15条）</u></p> <p><u>第4章 個人情報取扱事業者等の義務等</u></p> <p>    第1節 総則（第16条）</p> <p>    第2節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第17条－第40条）</p> <p>    第3節 仮名加工情報取扱事業者等の義務（第41条・第42条）</p> <p>    第4節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第43－第46条）</p> <p>    第5節 民間団体による個人情報の保護の推進（第47条－第56条）</p> <p>    第6節 雑則（第57条－第59条）</p> <p><u>第5章 行政機関等の義務等</u></p> <p>    <u>第1節 総則（第60条）</u></p> <p>    <u>第2節 行政機関等における個人情報の取扱い（第61条－第73条）</u></p> <p>    <u>第3節 個人情報ファイル（第74条・第75条）</u></p> <p>    <u>第4節 開示、訂正及び利用停止</u></p> <p>        <u>第1款 開示（第76条－第89条）</u></p> <p>        <u>第2款 訂正（第90条－第97条）</u></p> <p>        <u>第3款 利用停止（第98条－第103条）</u></p> <p>        <u>第4款 審査請求（第104条－第107条）</u></p> <p>        <u>第5款 条例との関係（第108条）</u></p> <p>    <u>第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等（第109条－第123条）</u></p> <p>    <u>第6節 雑則（第124条－第129条）</u></p>	<p>第1章 総則（第1条－第5条）</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第6条－第12条の2）</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止</p> <p>    第1節 開示（第13条－第27条）</p> <p>    第2節 訂正（第28条－第35条）</p> <p>    第3節 利用停止（第36条－第41条）</p> <p>第4章 審査請求等</p> <p>    第1節 諮問等（第41条の2－第44条）</p> <p>    第2節 千葉市個人情報保護審査会（第45条－第47条）</p> <p>第5章 個人情報の保護に関する施策（第48条－第50条）</p> <p>第6章 雑則（第51条－第56条）</p>

<p>第6章 個人情報保護委員会</p> <p>第1節 設置等（第130条-第145条）</p> <p>第2節 監督及び監視</p> <p>第1款 個人情報取扱事業者等の監督（第146条-第152条）</p> <p>第2款 認定個人情報保護団体の監督（第153条-第155条）</p> <p>第3款 行政機関等の監視（第156条-第160条）</p> <p>第3節 送達（第161条-第164条）</p> <p>第4節 雑則（第165条-第170条）</p> <p>第7章 雑則（第171条-第175条）</p> <p>第8章 罰則（第176条-第185条）</p>	<p>第7章 罰則（第57条-第62条）</p>
<p>第1章 総則</p>	
<p>（目的）</p> <p>第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、<u>国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利等を明らかにすることにより、公正で信頼される市政の推進を図りつつ、<u>個人の権利利益を保護することを目的とする。</u></p>
<p>（定義）</p> <p>第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>（1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（<u>他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。</u>）</p> <p>（2）個人識別符号が含まれるもの</p> <p>2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。</p> <p>（1）特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第24条第1項、第58条第2項及び第59条において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。第15条第3号及び第16条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（<u>他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。</u>）</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>（2）個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。第15条第3号ウにおいて「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</p>

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

(2) 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

(3) 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

(4) 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条（思想及び信仰に関するものを含む。第7条第3項において同じ。）、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(11) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

<p>(5) 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの</p> <p>(6) 会計検査院</p> <p>9 この法律において「<u>独立行政法人等</u>」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表第1に掲げる法人をいう。</p> <p>10 この法律において「<u>地方独立行政法人</u>」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。</p> <p>11 の法律において「<u>行政機関等</u>」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>(1) 行政機関</p> <p>(2) <u>地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）</u></p> <p>(3) 独立行政法人等（別表第2に掲げる法人を除く。第16条第2項第3号、第63条、第78条第1項第8号イ及びロ、第89条第4項から第6項まで、第119条第5項から第7項まで並びに第125条第2項において同じ。）</p> <p>(4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第16条第2項第4号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第7項から第9項まで、第119条第8項から第10項まで並びに第125条第2項において同じ。）</p>	<p>(7) <u>実施機関</u> 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者並びに議会をいう。</p>
<p>(<u>基本理念</u>)</p> <p>第3条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。</p>	
<p>第2章 国及び地方公共団体の責務等</p>	
<p>(国の責務)</p> <p>第4条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。</p>	
<p>(<u>地方公共団体の責務</u>)</p> <p>第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。</p>	
	<p>(<u>実施機関の責務</u>)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。</p>

	<p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。</p>
	<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。</p>
<p>(法制上の措置等)</p> <p>第6条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	
<p>第3章 個人情報の保護に関する施策等</p>	
<p>第7条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向</p> <p>(2) 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項</p> <p>(3) 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項</p> <p>(4) 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項</p> <p>(5) 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項</p> <p>(6) 第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者、同条第5項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第6項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第51条第1項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項</p> <p>(7) 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項</p> <p>(8) その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項</p> <p>3 <u>内閣総理大臣</u>は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4 <u>内閣総理大臣</u>は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。</p>	
<p>(国の機関等が保有する個人情報の保護)</p> <p>第8条 国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 <u>国</u>は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>	

<p>(地方公共団体等への支援)</p> <p>第9条 国は、<b>地方公共団体</b>が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	
<p>(苦情処理のための措置)</p> <p>第10条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p>	
<p>(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)</p> <p>第11条 国は、<b>地方公共団体</b>との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、第5章に規定する<b>地方公共団体</b>及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	
<p>第3節 地方公共団体の施策</p>	
<p>(<b>地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護</b>)</p> <p>第12条 <b>地方公共団体</b>は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 <b>地方公共団体</b>は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(出資等法人等の講ずべき措置)</p> <p>第50条 本市が出資その他財政支出等を行う法人であって、規則で定めるもの(以下「出資等法人」という。)は、この条例の規定に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 実施機関は、出資等法人に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。</p>
<p>(<b>区域内の事業者等への支援</b>)</p> <p>第13条 <b>地方公共団体</b>は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の<b>事業者</b>及び<b>住民</b>に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(事業者の自主的対応のための指導助言)</p> <p>第48条 <b>市長</b>は、<b>事業者</b>が自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。</p>
<p>(<b>苦情の処理のあっせん等</b>)</p> <p>第14条 <b>地方公共団体</b>は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(苦情の処理のあっせん等)</p> <p>第49条 <b>市長</b>は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>第4節 国及び地方公共団体の協力</p>	
<p>第15条 国及び<b>地方公共団体</b>は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。</p>	
<p>第4章 個人情報取扱事業者の義務等</p>	
<p>第16条～第57条 略</p>	

<p>(適用の特例)</p> <p>第58条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章（第32条から第40条まで及び第4節を除く。）及び第6章から第8章までの規定を適用する。</p> <p>(1) 地方公共団体の機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第2項に規定する診療所並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の運営</p> <p>(2) 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営</p>	
<p>第59条 略</p>	
<p style="text-align: center;">第5章 行政機関等の義務等</p>	
<p style="text-align: center;">第1節 総則</p>	
<p>(定義)</p> <p>第60条 この章及び第8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平11年法律第42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>2 この章及び第8章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報</p>	<p>(10) 公文書 千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第2条第2項に規定する公文書をいう。</p> <p>(6) 個人情報ファイル 個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。</p>

(同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。)又は地方公共団体の情報公開条例(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。)に規定する不開示情報(行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。)が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる匿名加工情報をいう。

(1) 第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

(2) 行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求(行政機関情報公開法第3条、独立行政法人等情報公開法第3条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。)があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第13条第1項若しくは第2項、独立行政法人等情報公開法第14条第1項若しくは第2項又は情報公開条例(行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定に相当する規定を設けているものに限る。)の規定により意見書の提出の機会を与えること。

(3) 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものと  
して政令で定めるもの

5 この章において「**条例要配慮個人情報**」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が**条例で定める記述等**が含まれる個人情報をいう。

(4) **特定個人情報** 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(5) **情報提供等記録** 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第35条において同じ。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(8) **電子計算機処理** 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他規則で定める処理を除く。

(9) **事業者** 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年

	<p>法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。第15条において「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p>
<p>第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い</p>	
<p>(個人情報の保有の制限等)</p> <p>第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、<b>法令(条例を含む。第66条第2項第3号、第69条第2項第2号及び第3号並びに第4節において同じ。)</b>の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p>	<p>(個人情報の収集の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。</p>
<p>(利用目的の明示)</p> <p>第62条 行政機関等は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記載された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p>	<p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、<u>本人から収集</u>しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき。</p> <p>(2) <b>法令又は他の条例(以下「法令等」という。)</b>に定めがあるとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠くことその他の事由により、本人から収集することが困難であるとき。</p> <p>(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を処理する場合であって、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき、又は当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。</p> <p>(7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を収集することに相当の理由があると認められるとき。</p>

	<p>(8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人又はこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）から収集する場合であつて、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、<u>千葉県情報公開・個人情報保護審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>3 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u>のうち、信条に関する個人情報及び社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に定めがあるとき。</p> <p>(2) 個人情報を取り扱う事務の性質上当該個人情報が<u>必要不可欠</u>であると認められるとき。</p> <p>4 実施機関は、<u>前項に規定する個人情報</u>を<u>同項第2号の規定</u>により収集したときは、遅滞なく、その旨を<u>審議会に報告</u>しなければならない。ただし、<u>第10条第1項ただし書</u>の規定により審議会の意見を聴いた場合は、この限りでない。</p> <p>5 前項の規定による報告があつた場合は、審議会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、<u>意見を述べる</u>ことができる。</p>
<p>(不適正な利用の禁止)</p> <p>第63条 行政機関の長（第2条第8項第4号及び第5号の政令で機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。）<u>地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人</u>（以下この章及び次章において「<u>行政機関の長等</u>」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</p>	
<p>(適正な取得)</p> <p>第64条 <u>行政機関の長等</u>は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p>	
<p>(正確性の確保)</p> <p>第65条 <u>行政機関の長等</u>は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p>	<p>(個人情報の適正な管理)</p> <p>第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を遂行するに当たっては、個人情報の保護に関し、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。</p>
<p>(安全管理措置)</p> <p>第66条 <u>行政機関の長等</u>は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。</p> <p>(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務</p> <p>(2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設</p>	<p>(2) 個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。</p> <p>(3) 個人情報の保護に関する責任体制を明確にすること。</p> <p>(4) 保有する必要がなくなった個人情報については、歴史的資料として保存する必要があるものを除き、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。</p>

<p>(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務</p> <p>(3) 第58条第1項各号に掲げる者 <u>法令</u>に基づき行う業務であつて政令で定めるもの</p> <p>(4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務</p>	
<p>(従事者の責務)</p> <p>第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であつた者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p>	<p>2 実施機関の職員又は職員であつた者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p> <p>3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき実施機関に派遣された者(以下「派遣労働者」という。)又は派遣労働者であつた者は、当該労働者派遣契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p>
	<p>(委託に伴う措置等)</p> <p>第12条 <u>実施機関</u>は、個人情報を取り扱う事務の<u>委託</u>(指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)に公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理を行わせ、又は公営住宅法(昭和26年法律第193号)第47条第1項の規定により千葉市住宅供給公社に本市の設置する公営住宅若しくは共同施設の管理を行わせることを含む。以下同じ。)をしようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、同項の委託を受けたものが、当該実施機関の承諾を得て、受託した業務を再委託する場合について準用する。</p>
	<p>第12条の2 第11条第1項の規定は、前条第1項の委託を受けたもの(そのものから再委託を受けたものを含む。第58条第2項において同じ。)が受託した業務(以下「受託業務」という。)を行う場合について準用する。</p> <p>2 第11条第2項の規定は、受託業務に従事している者又は従事していた者について準用する。</p>
<p>(漏えい等の報告等)</p> <p>第68条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。</p> <p>(2) 当該保有個人情報に第78条第1項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。</p>	
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第69条 行政機関の長等は、<u>法令に基づく場合</u>を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供し</p>	<p>(個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において</p>

<p>てはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由のあるとき。</p> <p>(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由のあるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。</p>	<p>同じ。)を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(2) 法令等に定めがあるとき。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(4) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。</p> <p>(5) 国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p>
<p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>第70条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>	<p>(提供先に対する制限等)</p> <p>第9条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。</p>
<p>(外国にある第三者への提供の制限)</p> <p>第71条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護</p>	

<p>する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)にある第三者(第16条第3項に規定する個人データの取扱いについて前章第2節の規定により同条第2項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第3項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。</p>	
	<p>(特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第8条の2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部で利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、<u>個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは</u>、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。次項において同じ。)を当該実施機関の内部で利用することができる。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により特定個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p> <p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。</p>
	<p>(電子計算機処理の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、第7条第3項に規定する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。<u>ただし、審議会の意見を聴いた上で、事務の性質上やむを得ないと実施機関が認めるときは</u>、この限りでない。</p> <p>2 実施機関は、電子計算機処理に係る個人情報を、<u>第8条第1項第5号の規定により国等に提供したときは</u>、遅滞なく、その旨を審議会に報告しなければならない。</p>

	<p>3 実施機関は、<u>他の実施機関以外のもの</u>との間において、個人情報を提供するため、<u>通信回線による電子計算機の結合</u>（<u>実施機関の保有する個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするもの</u>に限る。以下この項及び次項において「<u>オンライン結合</u>」という。）を開始しようとするときは、<u>あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>法令等</u>に基づいてオンライン結合を開始しようとするとき。</p> <p>(2) <u>国等</u>との間においてオンライン結合を開始しようとするとき。</p> <p>4 実施機関は、<u>前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合</u>であって、オンライン結合を開始したときは、遅滞なく、その旨を<u>審議会に報告</u>しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">5 第7条第5項の規定は、第2項及び前項の規定による報告があった場合について準用する。</p>
<p>(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>第72条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>	
<p>(仮名加工情報の取扱いに係る義務)</p> <p>第73条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第128条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p> <p>4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。</p> <p>5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>	
<p>第3節 個人情報ファイル</p>	

<p>(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)</p> <p>第74条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 個人情報ファイルの名称</p> <p>(2) 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</p> <p>(3) 個人情報ファイルの利用目的</p> <p>(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第9号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）</p> <p>(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法</p> <p>(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p> <p>(7) 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</p> <p>(8) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第1項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨</p> <p>(9) 第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地</p> <p>(10) 第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨</p> <p>(11) その他政令で定める事項</p> <p>→（現行の行個法政令第8条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日</li> <li>・ その他総務大臣の定める事項（なし）</li> </ul> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル</p>	<p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録される公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称及び目的</p> <p>(2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称</p> <p>(3) 個人情報の対象者の範囲</p> <p>(4) 個人情報の記録項目</p> <p>(6) 個人情報の収集先</p> <p>(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p> <p>(7) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>→（規則第3条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信回線による電子計算機の結合を行うとき（他の実施機関との間において結合を行うときを除く。）は、その旨及び結合先</li> <li>・ 個人情報を条例第6条第1項第1号の目的以外の目的に経常的に利用するときは、その旨</li> <li>・ 個人情報を当該実施機関以外のものに提供するときは、その提供</li> <li>・ 個人情報が、特定個人情報に該当するときは、その旨</li> </ul> <p>4 第1項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。</p>
--	---

(2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

(3) 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

(4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

(5) 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

(6) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

(7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(8) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

(9) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル

→（現行の行個法政令第8条）1, 000人

(10) 第3号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

→（現行の行個法政令第9条）

・ 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 行政機関の職員以外の国家公務員であって行政機関若しくは行政機関の長の任命に係る者、行政機関が雇い入れる者であって国以外のものために労務に服するもの若しくは行政機関若しくは行政機関の長から委託された事務に従事する者であって当該事務に1年以上にわたり専ら従事すべきもの又はこれらの者であった者

ロ 法第10条（新法第74条）第2項第3号に規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

・ 法第10条（新法第74条）第2項第3号に規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(11) 第60条第2項第2号に係る個人情報ファイル

3 行政機関の長は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

(1) 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する全ての職にある者をいう。以下同じ。）又は職員であった者に係るもの

(2) 個人情報が記録される全ての公文書について実施機関が定める保存期間が1年未満であるもの

2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「<u>個人情報ファイル簿</u>」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>→（現行の行個法政令第11条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第2条第6項（新法第60条第2項）第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る 個人情報ファイルの別</li> <li>・ 法第2条第6項（新法第60条第2項）第1号に係る個人情報ファイルについて、次条に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨</li> </ul> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 前条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル</p> <p>(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル</p> <p>→（現行の行個法政令第12条）</p> <p>法第2条第6項（新法第60条第2項）第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第11条（新法第75条）第1項の規定による公表に係る法第2条第6項（新法第60条第2項）第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、<u>利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</u></p> <p>4 <u>地方公共団体の機関</u>又は地方独立行政法人に関する第1項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに<u>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨</u>」とする。</p> <p>5 <u>前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</u></p>	<p>3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した<u>目録を作成し</u>、一般の閲覧に供しなければならない。</p>
<p>第4節 開示、訂正及び利用停止</p>	
<p>(開示請求権)</p> <p>第76条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第127条において「開示請求」という。）をすることができる。</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第13条 何人も、実施機関に対し、その保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（<u>特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人</u>）は、本人に代わって開示請求をすることができる。</p>

<p>きる。</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第77条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を行政機関の長等に提出しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下この節において「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>(開示請求の手続)</p> <p>第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 開示請求をする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人若しくは本人の委任による代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項に規定する書面に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>
<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第78条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者(第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその</p>	<p>(個人情報の開示義務)</p> <p>第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令等の規定により、開示することができないと認められる情報</p> <p>(2) 開示することにより、開示請求者(未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号、第4号、次条第2項及び第23条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(行政機関個人情報保護法第14条第2号ハに規定する公務員等をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>

<p>職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(4) 行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、<u>国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがある</u>と行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>(5) 行政機関の長又は<u>地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）</u>が開示決定等をする場合において、開示することにより、<u>犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある</u>と当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ</p> <p>ロ 独立行政法人等、地方公共団体（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p>	<p>(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(5) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に<u>支障が生ずるおそれがある</u>情報</p> <p>(6) 本市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(7) 本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p>
---	---

<p>ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>ウ 個人の評価、判定、選考、診断、指導、相談等を伴う事務に関し、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれ</p> <p>エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>カ 本市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>
<p>(部分開示)</p> <p>第79条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>(部分開示)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれることがない程度に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>
<p>(裁量的開示)</p> <p>第80条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。</p>	<p>(裁量的開示)</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報（<u>第15条第1号の情報を除く。</u>）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。</p>
<p>(保有個人情報の存否に関する情報)</p> <p>第81条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p>	<p>(個人情報の存否に関する情報)</p> <p>第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p>
<p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第82条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、<u>第62条第2号又は第3号</u>に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。</p> <p>2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨</p>	<p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する個人情報の利用目的及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合における当該利用目的については、この限りでない。</p> <p><u>(1) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 利用目的を本人に明示することにより、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</u></p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>

<p>を書面により通知しなければならない。</p>	
<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第83条 開示決定等は、開示請求があった日から<u>30日以内</u>にしなければならない。ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>30日以内</u>に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第20条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して<u>14日以内</u>にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>46日以内</u>に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 開示請求者は、第1項に規定する<u>期間内</u>（前項の規定により延長後の期間が通知された場合には、当該期間内）に実施機関が<u>開示決定等をしないときは、開示をしない旨の決定があつたものとみなす</u>ことができる。</p>
<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第84条 開示請求に係る保有個人情報<sup>が著しく大量であるため、開示請求があつた日から60日以内にその全てについて開示決定等をする</sup>ことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p>	<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第21条 開示請求に係る個人情報<sup>が著しく大量であるため、開示請求があつた日の翌日から起算して60日（第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は算入しない。）以内にその全てについて開示決定等をする</sup>ことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この項の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限</p> <p>2 開示請求者は、前項の規定による通知があつた場合において、実施機関が同項第2号の<u>期限を経過した後においても開示決定等をしないときは、当該開示決定等がされていない個人情報の開示をしない旨の決定があつたものとみなす</u>ことができる。</p>
<p>(事案の移送)</p> <p>第85条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしてなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第82条第1項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、</p>	<p>(事案の移送)</p> <p>第22条 実施機関は、開示請求に係る個人情報（<u>情報提供等記録を除く。</u>）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしてなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第19条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</p>

<p>当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</p>	
<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第86条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第105条第2項第3号及び第107条第1項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第78条第1項第2号ロ又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第80条の規定により開示しようとするとき。</p> <p>3 行政機関の長等は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第105条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第23条 開示請求に係る個人情報に本市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第43条、第44条及び第47条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第15条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第17条の規定により開示しようとするとき。</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定の後直ちに、当該意見書（第42条及び第43条において「反対意見書」という。）を提出した者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>
<p>(開示の実施)</p> <p>第87条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関等の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。</p> <p>4 前項の規定による申出は、第82条第1項に規定する通知があった日から30日以内にならなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(開示の実施)</p> <p>第24条 個人情報の開示は、個人情報が記録された文書又は図画については閲覧又は写しの交付でその種別に応じて規則で定める方法により、個人情報が記録された電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、実施機関は、個人情報の開示をする場合において、開示することにより当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより開示することができる。</p> <p>2 開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の方法その他の開示の実施に関し必要な事項を記載した書面により申し出なければならない。</p> <p>3 前項の規定による申出は、第19条第1項に規定する通知があった日の翌日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>4 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。</p>

<p>(他の法令による開示の実施との調整)</p> <p>第88条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>(法令等による開示の実施との調整)</p> <p>第25条 実施機関は、法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報(特定個人情報を除く。)が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>
	<p>(簡易な手続による開示)</p> <p>第26条 実施機関があらかじめ告示により定めた個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があつたときは、第19条第1項に規定する書面による通知をせずに、直ちに開示するものとする。この場合において、開示は、第24条第1項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法によるものとする。</p> <p>3 第14条第2項の規定は、第1項の開示請求及び前項の開示について準用する。</p>
<p>(手数料)</p> <p>第89条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、<u>実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>3 前2項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。</p> <p>4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。</p> <p>5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第1項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。</p> <p>6 独立行政法人等は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。</p> <p>8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第2項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。</p> <p>9 地方独立行政法人は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>(費用の負担)</p> <p>第27条 第24条第1項の規定により個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>
<p>(訂正請求権)</p> <p>第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に</p>	<p>(訂正請求権)</p> <p>第28条 何人も、自己に関する個人情報(次に掲げるものに限る。第36条第1項において同じ。)に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。ただし、当該個人情報の訂正に関し法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p>

<p>関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第127条において「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にならなければならない。</p>	<p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた個人情報</p> <p>(2) 開示決定に係る個人情報であって、第25条第1項の法令等の規定により開示を受けたもの</p> <p>3 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。</p> <p>2 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にならなければならない。</p>
<p>(訂正請求の手続)</p> <p>第91条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出しなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>(訂正請求の手続)</p> <p>第29条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3) 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求の手続について準用する。</p>
<p>(保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第92条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p>	<p>(個人情報の訂正義務)</p> <p>第30条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に係る個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。</p>
<p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第31条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>
<p>(訂正決定等の期限)</p> <p>第94条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にならなければならない。ただし、第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入し</p>	<p>(訂正決定等の期限)</p> <p>第32条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、当該訂正請求があつた日の翌日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第29条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補</p>

<p>ない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り、延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 第20条第3項の規定は、実施機関が第1項に規定する期間内（前項の規定により延長後の期間が通知された場合には、当該期間内）に訂正決定等をしない場合について準用する。</p>
<p>(訂正決定等の期限の特例)</p> <p>第95条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 訂正決定等をする期限</p>	<p>(訂正決定等の期限の特例)</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この項の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 訂正決定等をする期限</p> <p>2 第21条第2項の規定は、実施機関が前項の規定により通知した同項第2号の期限を経過した後においても訂正決定等をしない場合について準用する。</p>
<p>(事案の移送)</p> <p>第96条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報第85条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第93条第1項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。</p>	<p>(事案の移送)</p> <p>第34条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報（<u>情報提供等記録を除く。</u>）が第22条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第31条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。</p>
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第97条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第35条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（<u>情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）</u>）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>
<p>(利用停止請求権)</p>	<p>(利用停止請求権)</p>

<p>第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>（次各号のいずれかに該当すると<b>思料</b>するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、<u>消去</u>又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の<b>法令</b>の規定により特別の<b>手続</b>が定められているときは、この限りでない。</sup></p> <p>(1) 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は<u>消去</u></p> <p>(2) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節において「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。</p>	<p>第36条 何人も、自己に関する個人情報<sup>（<b>情報提供等記録を除く。</b>）が、次の各号のいずれかに該当すると<b>認める</b>ときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、<u>削除</u>又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して<b>法令等</b>の規定により特別の<b>手続</b>が定められているときは、この限りでない。</sup></p> <p>(1) 第7条第1項から第3項までの規定に違反して<b>収集</b>されたとき、<u>第8条第1項</u>、<u>第8条の2第1項</u>及び<u>第2項</u>若しくは<u>第10条第1項</u>の規定に違反して利用されているとき、<u>第11条第1項第4号</u>の規定に違反して保有されているとき、<u>番号法第20条</u>の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は<u>番号法第29条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は<u>削除</u></p> <p>(2) 第8条第1項、<u>第8条の3</u>又は<u>第10条第3項</u>の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止</p> <p>2 第28条第2項及び同条第3項において準用する第13条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。</p>
<p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第99条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出しなければならない。</p> <p>(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第37条 第29条第1項並びに同条第2項において準用する第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求の手続について準用する。</p>
<p>(保有個人情報の利用停止義務)</p> <p>第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められると</p>	<p>(個人情報の利用停止義務)</p> <p>第38条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>

<p>きは、この限りでない。</p>	
<p>(利用停止請求に対する措置)</p> <p>第101条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(利用停止請求に対する措置)</p> <p>第39条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 第31条第2項の規定は、実施機関が利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしない場合について準用する。</p>
<p>(利用停止決定等の期限)</p> <p>第102条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(利用停止決定等の期限)</p> <p>第40条 前条第1項及び同条第2項において準用する第31条第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、当該利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、第37条において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 第32条第2項の規定は前項の期間の延長について、<u>同条第3項において準用する第20条第3項の規定</u>は前項の期間内（第32条第2項の規定の準用により延長後の期間が通知された場合には、当該期間内）に実施機関が利用停止決定等をしない場合について、それぞれ準用する。</p>
<p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第103条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 利用停止決定等をする期限</p>	<p>(利用停止請求の期限の特例)</p> <p>第41条 第33条第1項の規定は利用停止決定等の期限について、同条第2項において準用する第21条第2項の規定は実施機関が第33条第1項の規定の準用により通知した同項第2号の期限を経過した後においても利用停止決定等をしない場合について、それぞれ準用する。</p>
<p>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)</p> <p>第104条 行政機関の長等（<u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。</u>）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。</p> <p>2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「<u>第四条（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第107条第2項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）</u>」と、同法第13条第1項及び第2項中「<u>審理員</u>」とあるのは「<u>審査庁</u>」と、</p>	

<p>同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては別に法律で定める審査会。第50条第1項第4号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。</p>	
<p>(審査会への諮問)</p> <p>第105条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p> <p>(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</p> <p>(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</p> <p>2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第107条第1項第2号において同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>3 前2項の規定は、<u>地方公共団体の機関</u>又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「<u>行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第42条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、千葉市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p>

	<p>(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。</p> <p>(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとするとき。</p> <p>(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとするとき。</p> <p>（諮問した旨の通知）</p> <p>第43条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問した旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p>
<p>（地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）</p> <p>第106条 <u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項から第3項まで、第17条、第40条、第42条、第43条及び第50条第2項の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>※ 読替表 （略）</p>	<p>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</p> <p>第41条の2 開示決定等（第20条第3項又は第21条第2項の規定により開示をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この章において同じ。）、訂正決定等（第32条第3項において準用する第20条第3項又は第33条第2項において準用する第21条第2項の規定により訂正をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この章において同じ。）若しくは利用停止決定等（第40条第2項において準用する第20条第3項及び前条において準用する第21条第2項の規定により利用停止をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この章において同じ。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</p>
<p>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）</p> <p>第107条 第86条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求</p>	<p>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</p> <p>第44条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る開示決定等（全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の</p>

<p>に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（<u>地方公共団体の機関</u>又は地方独立行政法人にあっては、<u>条例</u>）で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。</p>	<p>裁決（第三者である参加人が当該情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>
<p><b>（条例との関係）</b></p> <p>第108条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の<u>手続並びに審査請求の手続</u>に関する事項について、<u>この節の規定に反しない限り、条例</u>で必要な規定を定めることを妨げるものではない。</p>	
	<p>（審査会）</p> <p>第45条 第42条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、千葉市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 審査会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>3 委員は、個人情報の保護に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>（審査会の調査権限）</p> <p>第46条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報が記録されている公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。</p> <p>2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>（審査会の調査審議の手続）</p> <p>第47条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。</p>

	<p>2 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について審査請求人等から閲覧又は複写の求めがあった場合においては、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、これに応ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。</p> <p>4 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>5 前2条及びこの条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等	
<p>(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)</p> <p>第109条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。)を作成することができる。</p> <p>2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。</p> <p>(1) 法令に基づく場合(この節の規定に従う場合を含む。)</p> <p>(2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。</p> <p>3 第69条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>4 前項の「<u>削除情報</u>」とは、<u>行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号</u>をいう。</p>	
<p>(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)</p> <p>第110条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが<u>第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載</u>しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第75条第1項の規定の適用については、同項中「第10号」とあるのは、「第10号並びに第110条各号」とする。</p> <p>(1) 第112条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</p> <p>(2) 第112条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	
<p>(提案の募集)</p> <p>第111条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。)について、次条第1項の提案を募集するものとする。</p>	
<p>(行政機関匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)</p> <p>第112条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加</p>	

<p>工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、<u>当該事業に関する提案をすることができる。</u></p> <p>2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 提案に係る個人情報ファイルの名称</p> <p>(3) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の<u>本人の数</u></p> <p>(4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第116条第1項の規定による<u>加工の方法</u>を特定するに足りる事項</p> <p>(5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の<u>利用の目的及び方法</u>その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される<u>事業の内容</u></p> <p>(6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする<u>期間</u></p> <p>(7) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の<u>適切な管理のために講ずる措置</u></p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項</p> <p>3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>(2) 前項第5号の事業が<u>新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面</u></p>	
<p>(欠格事由)</p> <p>第113条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。</p> <p>(1) 未成年者</p> <p>(2) 心身の故障により前条第1項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの</p> <p>(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(4) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(5) 第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(6) 法人その他の団体にあって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p>	
<p>(提案の審査等)</p> <p>第114条 行政機関の長等は、第112条第1項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p>	

<p>(1) 第112条第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2) 第112条第2項第3号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の<u>本人の数</u>が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。</p> <p>(3) 第112条第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される<u>加工の方法</u>が第116条第1項の基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 第112条第2項第5号の<u>事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。</u></p> <p>(5) 第112条第2項第6号の<u>期間</u>が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。</p> <p>(6) 第112条第2項第5号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の<u>利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置</u>が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第112条第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。</p> <p>(1) 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項</p> <p>3 行政機関の長等は、第1項の規定により審査した結果、第112条第1項の提案が第1項各号に掲げる<u>基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。</u></p>	
<p>(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)</p> <p>第115条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。</p>	
<p>(行政機関等匿名加工情報の作成等)</p> <p>第116条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、<u>特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないように</u>するために必要なものとして<u>個人情報保護委員会規則で定める基準</u>に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>	
<p>(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)</p> <p>第117条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有</p>	

<p>個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第110条の規定により読み替えて適用する第75条第1項の規定の適用については、同項中「並びに第110条各号」とあるのは、「第110条各号並びに第117条各号」とする。</p> <p>(1) 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項</p> <p>(2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地</p> <p>(3) 次条第1項の提案をすることができる期間</p>	
<p>(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)</p> <p>第118条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 第112条第2項及び第3項並びに第113条から第115条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第112条第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、同項第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第116条第1項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第8号中「前各号」とあるのは「第1号及び第4号から前号まで」と、第114条第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同項第7号中「前各号」とあるのは「第1号及び前3号」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(手数料)</p> <p>第119条 第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 前条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>3 <u>第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>2 前条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、<u>条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>5 第115条の規定（前条第2項において準用する場合を含む。第8項及び次条において同じ。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。</p>	

<p>6 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。</p> <p>7 独立行政法人等は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>8 第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。</p> <p>9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第3項又は第4項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。</p> <p>10 地方独立行政法人は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p>	
<p>(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)</p> <p>第120条 行政機関の長等は、第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。</p> <p>(2) 第113条各号(第118条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。</p>	
<p>(識別行為の禁止等)</p> <p>第121条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第109条第4項に規定する削除情報及び第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>	
<p>(従事者の義務)</p> <p>第122条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p>	
<p>(匿名加工情報の取扱いに係る義務)</p> <p>第123条 行政機関等は、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加</p>	

<p>工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。</p> <p>2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p> <p>3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 前2項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>	
<p>第6節 雑則</p>	
<p>(適用除外等)</p> <p>第124条 <u>第4節</u>の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。</p> <p>2 保有個人情報（行政機関情報公開法第5条、独立行政法人等情報公開法第5条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるための中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4節</u>（<u>第4款を除く。</u>）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第51条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。第3号において同じ。）に含まれる個人情報</p> <p>(2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報</p> <p>(3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</p> <p>(4) 統計法第29条第1項の規定により行政機関（同法第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下この号において同じ。）が他の行政機関から提供を受けた行政記録情報（同条第10項に規定する行政記録情報をいう。）に含まれる個人情報</p> <p>(5) 本市の図書館その他の図書、資料、刊行物等（以下この号において「図書等」という。）を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報</p>
<p>(適用の特例)</p> <p>第125条 <u>第58条第2項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務</u>における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章（第1節、第66条第2項（第4号及び第5号（同項第4号に係る部分に限る。））に係る部分に限</p>	

<p>る。)において準用する同条第1項、第75条、前2節、前条第2項及び第127条を除く。)の規定、第176条及び第180条の規定(これらの規定のうち第66条第2項第4号及び第5号(同項第4号に係る部分に限る。)に定める業務に係る部分を除く。)並びに第181条の規定は、適用しない。</p> <p>2 第58条第1項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第1号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第2号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第1節、第75条、前2節、前条第2項、第127条及び次章から第8章まで(第176条、第180条及び第181条を除く。)の規定を適用する。</p> <p>3 第58条第1項各号及び第2項各号に掲げる者(同項各号に定める業務を行う場合に限る。)についての第98条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第18条若しくは第19条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第20条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第2号中「第69条第1項及び第2項又は第71条第1項」とあるのは「第27条第1項又は第28条」とする。</p>	
<p>(権限又は事務の委任)</p> <p>第126条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、第2節から前節まで(第74条及び第4節第4款を除く。)に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。</p>	
<p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第127条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第112条第1項若しくは第118条第1項の提案(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第52条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>
<p>(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)</p> <p>第128条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、匿名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p>	<p>(苦情の処理)</p> <p>第53条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。</p>
<p>(地方公共団体に置く審査会等への諮問)</p> <p>第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会その他の合議制の機関に諮問することができる。</p>	
<p>第6章 個人情報保護委員会</p>	
<p>(設置)</p> <p>第130条 内閣府設置法第49条第2項の規定に基づいて、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p>	

<p>2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。</p>	
<p>(任務)</p> <p>第131条 委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第12条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。</p>	
<p>(所掌事務)</p> <p>第132条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 基本方針の策定及び推進に関すること。</p> <p>(2) 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（第4号に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) 認定個人情報保護団体に関すること。</p> <p>(4) 特定個人情報（番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。</p> <p>(5) 特定個人情報保護評価（番号利用法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関すること。</p> <p>(6) 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。</p> <p>(8) 所掌事務に係る国際協力に関すること。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく政令を含む。）に基づき委員会に属せられた事項</p>	
<p>第133条～第144条 （略）</p>	
<p>(規則の制定)</p> <p>第145条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる。</p>	
<p>第146条～第152条 （略） 個人情報取扱事業者等の監督</p>	
<p>第153条～第155条 （略） 認定個人情報保護団体の監督</p>	
<p>第156条～第160条 （略） <u>行政機関等の監視</u></p>	

第161条～第164条 (略)	
	(市長の調整) 第54条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、 <u>他の実施機関</u> に対し、個人情報の保護に関し、資料の提出及び説明を求め、又は <u>意見を述べる</u> ことが
(施行の状況の公表) 第165条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。 2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。	(運用状況の公表) 第55条 市長は、毎年1回、この条例に基づく各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を公表するものとする。
(地方公共団体の機関等による必要な情報の提供等の求め) 第166条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。 2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。	
(条例を定めたときの届出) 第167条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。 2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。 3 前2項の規定は、第1項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。	
第168条・第169条 (略)	
(地方公共団体が処理する事務) 第170条 この法律に規定する委員会の権限及び第150条第1項又は第4項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。	
第7章 雑則	
(適用範囲) 第171条 この法律は、 <u>個人情報取扱事業者</u> 、 <u>仮名加工情報取扱事業者</u> 、 <u>匿名加工情報取扱事業者</u> 又は <u>個人関連情報取扱事業者</u> が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。	
第172条～第174条 (略)	
(政令への委任)	(委任)

第175条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。	第56条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
第8章 罰則 <span style="background-color: #cccccc;">ここから</span>	
第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第57条 実施機関の職員若しくは職員であった者、派遣労働者若しくは派遣労働者であった者又は受託業務に従事している者若しくはしていた者が、正当な理由がないのに、公文書であって、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルであるもの（これらの全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
第177条 第143条の規定に違反して秘密を洩らし、又は盗用した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	
第178条 第148条第2項又は第3項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	
第179条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第184条第1項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	
第180条 <u>第176条に規定する者が</u> 、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第58条 <u>前条に規定する者が</u> 、その業務に関して知り得た公文書（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 2 前条及び前項の規定において、受託業務に従事している者が当該受託業務に関して作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該受託業務に従事している者が組織的に用いるものとして、第12条第1項の委託を受けたものが保有しているものは、公文書とみなす。
第181条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第59条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
第182条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第146条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。 (2) 第153条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。	
第183条 第176条、第177条及び第179条から第181条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。	第60条 前3条の規定は、千葉市外においてこれらの条の罪を犯した全ての者にも適用する。
第184条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金	第61条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第57条又は第58条の違反

<p>刑を科する。</p> <p>(1) 第178条及び第179条 1億円以下の罰金刑</p> <p>(2) 第182条 同条の罰金刑</p> <p>2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p>	<p>行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p> <p>2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p>
<p>第185条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第30条第2項(第31条第3項において準用する場合を含む。)又は第56条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第51条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(3) 偽りその他の不正の手段により、第85条第3項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者</p>	<p>第62条 偽りその他の不正の手段により、開示決定に基づく公文書に記録された個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>
<p><b>附 則</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p>第1条 この法律は、令和3年9月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(6) 附則第8条第2項及び第9条第3項の規定 布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>(7)～(中略)～ 第51条並びに附則第9条(第3項を除く。)、第10条、～(以下略) 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>第2条～第7条 (略)</p> <p>(第51条の規定の施行に伴う準備行為)</p> <p>第8条 国は、第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下この条、次条及び附則第10条第1項において「第51条改正個人情報保護法」という。)の規定による地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めるとその他の方法により地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における第51条改正個人情報保護法の施行のために必要な準備行為の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備行為について技術的な助言又は勧告をするものとする。</p> <p>2 第51条改正個人情報保護法第167条第1項の規定による届出は、第51条の規定の施行の日(次条において「第51条施行日」という。)前においても行うことができる。</p>	

(第51条の規定の施行に伴う経過措置)

- 第9条 第51条施行日前に特定地方独立行政法人等(第51条改正後個人情報保護法第58条第1項第2号に掲げる者又は同条第2項の規定により第51条改正後個人情報保護法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者、同条第5項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第7項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる第51条改正後個人情報保護法第58条第2項第1号に掲げる者をいう。)に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第51条改正後個人情報保護法第17条第1項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第51条施行日において第51条改正後個人情報保護法第18条第1項又は第2項の同意があったものとみなす。
- 2 第51条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第51条改正後個人情報保護法第27条第1項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第51条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 3 第51条改正後個人情報保護法第27条第2項の規定により個人データを第三者へ提供しようとする特定地方独立行政法人等は、第51条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第51条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。
- 4 第51条改正後個人情報保護法第27条第5項第3号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第51条施行日前に、特定地方独立行政法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第51条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。
- 5 第51条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第51条改正後個人情報保護法第28条第1項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第51条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 6 第51条改正後個人情報保護法第28条第2項の規定は、特定地方独立行政法人等が第51条施行日以後に第51条改正後個人情報保護法第28条第1項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 7 第51条改正後個人情報保護法第28条第3項の規定は、特定地方独立行政法人等が第51条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 8 第51条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第51条改正後個人情報保護法第31条第1項第1号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第51条施行日において同号の同意があったものとみなす。
- 9 第51条改正後個人情報保護法第31条第2項において読み替えて準用する第51条改正後個人情報保護法第28条第3項の規定は、特定地方独立行政法人等が第51条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供して場合について準用する。
- 10 第51条施行日前に第51条改正後個人情報保護法第2条第1項第2号又は第4号に掲げる者(第51条改正後個人情報

保護法第58条第2項の規定により第51条改正後個人情報保護法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる第51条改正後個人情報保護法第58条第2項第1号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第51条改正後個人情報保護法第61条第1の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第51条施行日において第51条改正後個人情報保護法第69条第2項第1号の同意があったものとみなす。

11 第51条施行日前に第51条改正後個人情報保護法第2条第1項第2号又は第4号に掲げる者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第51条改正後個人情報保護法第71条第1の規定による保有個人情報の外国になる第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第51条施行日において同項の同意があったものとみなす。

12 第51条改正後個人情報保護法第71条第2項の規定は、第51条改正後個人情報保護法第2条第1項第2号又は第4号に掲げる者が第51条施行日以後に第51条改正後個人情報保護法第71条第1項の規定により本人の同意を得る場合について準用する。

13 第51条改正後個人情報保護法第71条第3項の規定は、第51条改正後個人情報保護法第2条第1項第2号又は第4号に掲げる者が第51条施行日以後に保有個人情報を第51条改正後個人情報保護法第71条第3項に規定する外国にある第三者に提供した場合について準用する。

(第51条と条例の関係)

第10条 地方公共団体の条例の規定で、第51条改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第51条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第3条の規定 平成17年4月12日
- (2) 附則第4条の規定 平成17年6月1日
- (3) 附則第5条の規定 平成17年10月23日
- (4) 附則第6条の規定 平成17年10月16日

(経過措置)

第2条 この条例の施行前にこの条例による改正前の千葉市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた

請求、処分、手続その他の行為（是正の申出及び再度の是正の申出に係る行為を除く。）は、この条例による改正後の千葉市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づいてされた請求、処分、手続その他の行為とみなす。この場合における新条例第24条第3項、第28条第2項及び第36条第2項において準用する第28条第2項の規定の適用については、これらの規定中「第19条第1項に規定する通知があった日の翌日」とあり、及び「個人情報の開示を受けた日の翌日」とあるのは、「平成17年4月1日」とする。

2 この条例の施行前に旧条例第28条又は第29条の規定によりされた是正の申出又は再度の是正の申出については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第29条第3項中「審議会」とあるのは、「千葉市情報公開・個人情報保護審議会」とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により既に千葉市個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いているものは、新条例の相当規定に基づいて審議会の意見を聴いたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第26条の規定により千葉市個人情報保護審査会に諮問している不服申立ては、新条例第42条の規定により千葉市個人情報保護審査会に諮問した不服申立てとみなす。